

## 「木の文化都市・金沢」金沢にふさわしい住宅モデル策定事業応募要領

### 1 趣旨

「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」（以下「条例」という。）における目的・基本理念のもと、「金沢にふさわしい住宅モデル」を策定するために、技術やノウハウ、アイデア等の提案を募集します。

### 2 一般事項

- (1) 名称  
「木の文化都市・金沢」金沢にふさわしい住宅モデル策定事業
- (2) 主催者及び事務局  
ア 主催者 金沢市  
イ 事務局 金沢市都市整備局住宅政策課  
担当者 丸田、山田  
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
電話 076-220-2136 FAX 076-222-5119  
Mail : jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp
- (3) 応募要領等の配布の方法等  
ア 方法 本市のホームページに公表。  
イ 交付資料 (ア)「木の文化都市・金沢」金沢にふさわしい住宅モデル策定事業応募要領  
(イ)各提出書類様式
- (4) 日程

① 応募要領等のホームページ掲載	令和4年7月15日（金）
② 応募受付期間	令和4年7月15日（金）～ 令和4年7月29日（金） 午後5時45分まで
③ 質問書の提出期間	令和4年7月15日（金）～ 令和4年7月29日（金） 午後5時45分まで
④ 質問の回答	令和4年8月2日（火）
⑤ 提案要請書の通知	令和4年8月3日（水）
⑥ 企画提案書等の提出期間	令和4年8月3日（水）～ 令和4年9月30日（金） 午後5時45分まで
⑦ 選考結果の通知	令和4年10月を予定
⑧ 住宅モデルPR動画作成（最優秀賞のみ）	
⑨ 表彰式（最優秀賞者、優秀賞者のみ）	令和4年11月を予定

### 3 募集概要

- (1) 事業名  
「木の文化都市・金沢」金沢にふさわしい住宅モデル策定事業
- (2) 賞金  
最優秀賞（1事業者）：20万円  
優秀賞（1事業者）：10万円
- (3) 住宅モデルPR動画  
最優秀賞に選定された提案について、金沢市が住宅モデルとしてPR動画（ウォークスルー3Dパース）を作成する予定です。

#### 4 応募資格

##### (1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者となります。

ア 石川県内に本社、又は支店（社）等があり、以下のいずれかに当てはまる民間事業者又は所得税法に基づき開業届を提出している個人事業主であること。

① 建設業法第3条に基づく許可を受けている建設業を行う事業者

② 石川県建築士事務所協会に登録されている建築業を行う事業者

イ 法令等を遵守していること。

① 応募する時点において、法令に違反する事実がないこと。

② 過去に国・都道府県・区市町村等から受けた助成・補助において、不正等の事故を起こしていないこと。

ウ 応募者については、役員が成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと。

エ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

オ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

カ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とします。

#### 5 提案条件、提出書類等

##### (1) 提案条件

ア 瑞樹団地内の以下の宅地を住宅モデル建設想定地として提案して下さい。

建設想定地の現地確認等を目的とした調査は適宜行って下さい。

なお、現地確認をする際は近隣住民への迷惑行為等が一切無いよう配慮して下さい。

所在地	金沢市みずき3丁目140番
面積	273.68㎡、82.79坪
位置図	別紙 瑞樹団地位置図を参照
座標図	別紙 瑞樹団地座標図を参照
その他	用途地域 : 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 : 50% 容積率 : 80%

イ 提案に当たっては、「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」(以下、「条例」という。)における目的及び基本理念に基づき行って下さい。  
 また、以下の①～⑤の要件を踏まえて先進性・独創性のある提案として下さい。  
 ⑥～⑧については、必須項目であるため、全要件に合致する提案として下さい。

項目	要件
① 魅力創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の暮らしのなかで「色」、「香り」、「肌触り」、「音」など五感等を通して木を感じる工夫</li> <li>・木の活用をとおした季節を感じる「光」、「風」、「湿気」、「文化や習慣」等に配慮した工夫 等</li> </ul>
② 技術継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代の生活様式に職人の技術を取り入れた内装、造作、表具、建具、家具、畳敷きの施し</li> <li>・照明器具やコンセントなど設備機器への木質の取り入れ</li> <li>・木目や節をあらわした施し 等</li> </ul>
③ 新たな技術の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用材料等の不燃化</li> <li>・新工法の採用</li> <li>・維持管理の容易性</li> <li>・生活スタイルやライフステージ等の変化に対応した可変性等</li> </ul>
④ 循環形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市産材又は県産材の表し部分への活用(構造材、内装材、造付家具、外装材、外構材等)</li> <li>・自然素材の採用</li> <li>・地場産業との連携 等</li> </ul>
⑤ 景観調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境との調和</li> <li>・木々、緑の採用</li> <li>・木質感とともに、季節の移ろいを住宅内外から感じる施し等</li> </ul>
⑥ 環境対策 ＜必須＞	<p>＜必須＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BELS(ベルス)第三者評価機関の認定取得 +プラス</li> </ul> <p>＜いずれかに該当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEH(ゼッチ)</li> <li>・長期優良住宅</li> <li>・認定低炭素住宅</li> <li>・LCCM住宅(エルシーシーエム)</li> </ul>
⑦ 瑞樹団地 住宅設計指針の遵守 ＜必須＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣(二段植栽)の設置</li> <li>・組み込み車庫</li> <li>・釉薬日本瓦葺きの勾配屋根</li> </ul>
⑧ 法令等の遵守 ＜必須＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> <li>・瑞樹団地地区計画</li> <li>・瑞樹団地民地緑化に関する協定</li> <li>・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例</li> </ul>

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 応募意思表示書

- ① 応募意思表示書は、以下の様式に基づき作成して下さい。
  - ・様式1 応募意思表示書 (エクセル)
- ② 応募意思表示書は、以下のとおり提出して下さい。
  - ・提出方法 電子メール (ファイル形式はPDFとする。)
  - ・提出先 都市整備局住宅政策課
  - ・提出期間 令和4年7月15日(金)～令和4年7月29日(金)午後5時45分まで
  - ・照会窓口 応募意思表示書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会して下さい。
    - ア) 照会場所 都市整備局住宅政策課
    - イ) 照会期間 上記提出期間に同じ
- ③ 応募意思表示した者の応募資格要件を確認し、要件を満たした応募者に対して、金沢市より企画提案書の提出を依頼します。

イ 企画提案書

- ① 企画提案書は、以下の様式に基づき作成して下さい。
  - ・様式2 企画提案書 (パワーポイント)
- ② 企画提案書には、5. (1). イの表における①～⑤の項目について、工夫した点や取り入れた点を簡潔かつ分かりやすく記載して下さい。
- ③ 企画提案書に併せて以下の図面図書を提出して下さい (自由様式)。  
仕上げ表や抜き出し線等により取り入れ内容や仕様等を記載して下さい。
  - ・配置図 (縮尺 1/100)
  - ・パース [外観 1点、内観 1点]
  - ・各階平面図 (縮尺 1/50)
  - ・立面図 (縮尺 1/50) [2面]
  - ・断面図 (縮尺 1/50) [1面]
- ④ 様式2 企画提案書についてはページ数の増減及び様式等の変更等を行わないで下さい。
- ⑤ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等に記載されている文字を除き、企画提案書の文字の大きさは18pt以上として下さい。
- ⑥ 企画提案書等は以下のとおり提出して下さい。
  - ・提出方法 電子メール (ファイル形式は全てPDFとする。)
  - ・提出先 都市整備局住宅政策課
  - ・提出期間 令和4年8月3日(水)～令和4年9月30日(金)午後5時45分まで
  - ・照会窓口 企画提案書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会して下さい。
    - ア) 照会場所 都市整備局住宅政策課
    - イ) 照会期間 上記提出期間に同じ

ウ 質疑応答

- ① 質問書は、以下の様式に基づき作成して下さい。
  - ・様式3 質問書 (エクセル)
- ② 質問書は以下のとおり提出して下さい。
  - ・提出方法 電子メール (ファイル形式はPDFとする。)
  - ・提出先 都市整備局住宅政策課
  - ・提出期間 令和4年7月15日(金)～令和4年7月29日(金)午後5時45分まで
- ③ 回答は、令和4年8月2日(火)に、質疑のあった場合にのみ、参加表明書を提出した全員に対し、質問書及び回答書を送付します。

(3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

イ 提案は、1者につき1件に限ります。

ウ 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払いません。

## 6 評価基準

大分類	連番	小分類	点数
提案内容	1	魅力創出	25点
	2	技術継承	20点
	3	新たな技術の採用	20点
	4	循環形成	20点
	5	景観調和	15点
合計			100点

## 7 選考及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の提出者の選考方法

企画提案書の内容を、「6 評価基準」に基づき、各選考委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点の上位2事業者までを特定し、うち、最上位を最優秀賞、次点を優秀賞とします。

ただし、評価点が6割未満の場合には、上位2事業者として選定しません。

選考結果の合計得点が同点である上位団体が複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、あらかじめ設定した課題に対し提案された内容に関し、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、決定します。

(2) 選考委員会

選考委員会は、「木の文化都市」創出モデル事業選考委員及び金沢市都市整備局長の6名で構成します。

宇枝 敏夫（石川県建築士事務所協会副会長）

川崎 寧史（金沢工業大学教授）

水野 一郎（金沢工業大学教授、谷口吉郎・吉生記念、金沢建築館館長）

宮下 智裕（金沢工業大学教授）

林野 紀子（石川県建築士会金沢支部常議員）

坪田 英孝（金沢市都市整備局長）

(3) 選考結果の公表

選考の結果については、全ての提案者に令和4年10月頃に通知します。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられません。

## 8 その他

(1) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

ウ その他この要領に違反する場合

(2) その他

ア 選考委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められません。

イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することが

あります。

ウ 提出書類は、返却しません。

エ 企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとします。

オ 企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとします。ただし、金沢市は許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいいます。）ができるものとします。

カ 企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合があります。また、応募書類は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づき開示請求がなされたときは、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。